



スウェーデンの伝統的農業景観と農用地周柵：
土地利用と村落機能の表現として

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2011-12-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 塚田, 秀雄 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00006276

スウェーデンの伝統的農業景観と農用地周柵

——土地利用と村落機能の表現として——

塚 田 秀 雄

1. はじめに

問題の所在 ここでいう伝統的農業景観とは、スウェーデン等で農業革命が進捗した19c.前半までの開放耕地、二・三圃式農業に基づく農業が示した景観であって、地域差はあるが耕地と並んで草地に重点があった。デンマークやスウェーデン南部を中心に森林開墾が早期に進展して、周柵外共有地が少ない地域もあったが、一般に北欧地域では、林地が農家経営に有する重要性は極めて大きかった。それは、直接的な木材資源の利用という形態もさることながら、放牧地、採草地、焼畑などといった形での林地の農業的な利用によるところが重要であった。林地と農地の関係は必ずしも固定しないのが、北欧という開拓地域あるいは限界地域の特質であると筆者は考えるが、林地の農業的利用という境界的な土地利用形態が北欧での草地であるともいえる。その草地は植生、利用方法、権利関係など多様であり、正確な概念規定が必要である。

「採草地は耕地の母」という言葉がスウェーデン語にある。これを農業進化の過程を意味すると捉えれば、林地から採草地に進んだ土地利用が、さらに集約化されて耕地となることを意味するが、一方で、ある時点での農地利用の生態的関係を意味するという解釈が可能である。厩肥以外に肥料資源がなかった時代に、冬季の飼料を準備する採草地は厩肥の供給源であり、耕地の地力を維持するために必須の要素であるとする理解である。

このような有畜農業である以上、農用地の柵による区分は不可欠である。農用地周柵の形態も意味も多様であり、地方的な農業景観の違いをもっとも明確な形で表現するのは土地利用そのものであるとしても、周柵はそれ以上に集落機能の本質と関わる意味をも持っている。その実態を正確に理解することは、伝統的な農業景観の理解にとっては、基本的な前提である。

中世以来、スウェーデンの農業を規定してきた法令¹⁾は農用地周柵について、最大の関心を示している。それは、いわゆる太陽分割制と呼ばれる土地制度が開放耕地制をとる限り、村民相互間の土地についての権利関係が保証される手段として、すなわち農地利用の秩序維持の手段としてもっとも重要であるからである。筆者は、制度外農地²⁾と制度内農地の概念を提唱したが、農用地周柵はある意味では、制度そのものの具体的表現といっても過言ではない。

近代的な農業の観察者、なかでもカール・フォン・リンネは農用地周柵のありかたに強い関心を示し、特に『スコーネ旅行記』では、各地の周柵について具体的、客観的な記録を残している。これは、伝統的農業が変革を迫られている時期の貴重な記録である³⁾。共同所有・個別利用が個別所有・利用へと転換される近代化過程で、利用区分か所有区分かという農用地周柵の性格も変化している。これらの状況はスウェーデン測地局に保存されている膨大な量の村地

籍図が変化の追跡を可能にしている⁴⁾。

土地利用区分 伝統的土地利用として、他の北西ヨーロッパ諸国と共通して、開放耕地制ならびに二・三圃式農業が挙げられ、地域に特殊な農業として焼畑と移牧が遅くまで残存した。森林が残存する地域での農村のモデルとして、図1のごとき状況が想定され、村の土地は、1.屋敷地周り、2.柵内地、3.柵外共有林地、4.村間共有地または無主地の4圏に区分されると考えられる。屋敷地周り bytomte は家畜追込み場と菜園等からなり、主耕圃とは柵によって区画されねばならない。柵内地は inäga と呼ばれ、主耕圃の輪作農地が周柵によって囲われている。この内部には採草地や非農用地も含む場合が多く、周柵は厳密に耕地のみを囲うものではない。柵外共有林地 utmark は一般には林地とされるが、もっとも多様な土地利用が行われた、この地域の農村の性格を規定する重要な部分である。村間共有地は allmänning と呼ばれ、もっとも自由な利用が可能であった遠隔、瘦薄の林地が主であった。柵内の主耕圃は共有・占用で、太陽分割制が廃止されるまで、村持分 byamål が配分基準となっていた⁵⁾。柵内地には輪作耕地と共に採草地 äng を含む場合が多く、柵内に二重の副次的な柵を持つ場合がある。主周柵に接して採草地や柵内放牧地 hage の柵が別個に設けられる例も多い。柵外共有林地の資源利用は自家用については村の住民ならば持分と無関係に自由であったが、販売目的の場合は持分を基準とした規制があった。放牧、焼畑、移牧、採草、採葉が行われた他、用材、薪炭材、柵材が供給され、タール焼成や鉱山地域では木炭製造が農民の現金収入源となっていた。焼畑等を行う場合には、柵外共有林地に私的な柵による囲い込みが認められていた。

柵外共有林地→採草地→耕地という発展過程が想定され、人口増加期にはこれは正しいと考えるが、停滞期には、採草地と耕地の間には均衡状態が保たれ、地域によっては採草地が耕地よりも多くの面積を占め、重要視されていた⁶⁾。

äng をここでは採草地としたが、林地中の適当な樹種を選別し量も管理しながら望ましい草生を育成した草地であり、牧草畑とする訳語も可能であるが、近代化以前の äng は樹木も残

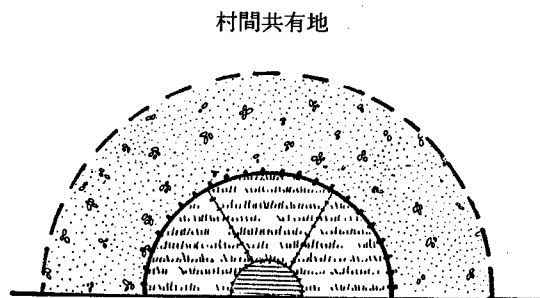
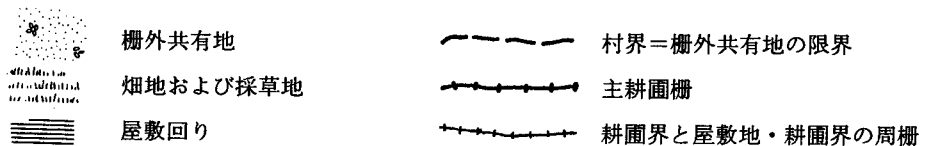


図1 村落の土地利用の4圏

存させており、牧草の播種は行わない。厳密な意味での牧草畑はその後普及した vallodling である⁷⁾。耕地としての条件に恵まれ、開発が早く人口が多かった南部や中部の農業中心では、上記の過程が早く進行し、林地が乏しく農業的土地利用のあり方が異なると言える。

以上のごとき土地利用上の区分、土地利用の変化は農業景観の形成と構成に重要な意味を持つが、法的な規定に現れる場合、これらが明確に区分されていないで、概念が不分明である場合が多い。この問題は現実の記録、特に、測地局所蔵の文書や地図によって明らかになる場合が多いから、法規定上の文言のみで考察することは必ずしも適当ではないが、地図等による検討は別稿に譲り、ここでは敢えて、各時代の法律に現れた農用地と周柵に関する規定を通じて、問題点を明らかにしたい。

2. 州法に規定された農用地周柵と土地利用

スコーネ法にみる副次的な周柵 現在のスウェーデン領南端のスコーネはデンマーク民族の文化的炉床ともいべき地域であり、1658年にスウェーデン領となるまでは、デンマークのもっとも重要な農業中心であり、高い生産力を持っていた。スコーネでは東西シェラン、ヒューン、ユランの各法と並んでスコーネ法⁸⁾が行われていたが、その成立は1202年から1216年の間と考えられている。農地周柵に特に関係するのは、「土地紛争について」の章・66～83条と「周柵、家畜、林地、水面」の章・158～203条である。法律として必ずしも統一的、体系的な体裁を整えておらず、完成度は低い。

「土地紛争について」の章では、太陽分割制に先行し、これと基本的には一致する bol 制による村落のあり方が規定されている。それによると完全農家を bol とし、それ以下を 1/2, 1/4, 1/8 bol とする。当然、屋敷地、主耕圃の周柵は想定されているが、その他に次の規定がある。「村に人が住んでおり、林地、ヒースその他の不毛地を allmänning 入会地として共有している。何人かはこれを開墾改良することを欲し、他はこれに反対する。開墾することを望む者はその場に来て、……優先的に縄で計測し、区画し……」(70) この土地を耕作する権利を持つが、計測に立ち会わず耕作を望まない者はその権利がないと定める。このように柵外の共有地の開墾権を村民の一部に承認することによって村全体の持分に編入されない耕地

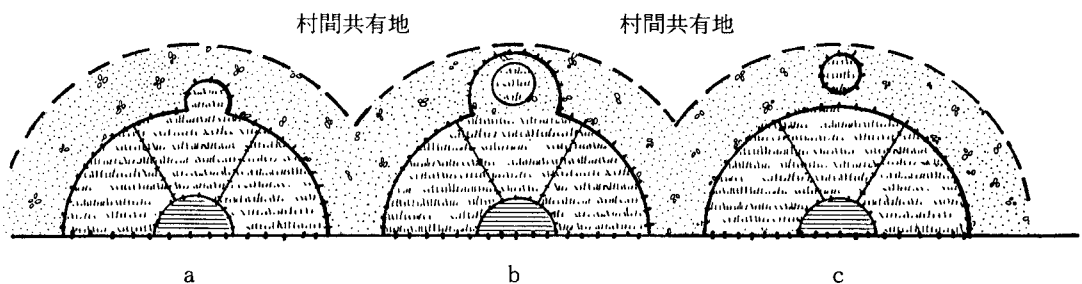


図2 柵外共有地の開墾と新周柵の形態
(凡例は図1と同じ)

等が成立し、村民の一部がこの土地を保有し、他は保有しないことになる。この開墾地の主周柵の関係によって、a. 開墾地のみが主周柵に包摂される場合、b. 主周柵を延長拡大して不毛地のままの部分と開墾された部分を共にその内部に入れる場合、c. 主耕圃から分離した副次的な周柵が建設される場合が想定される（図2）。a、bの場合では、主耕圃内で村民間に権利の有無の差が生じ、また各耕圃が概ね生産力の均衡を保ち、屋敷と耕地が対応するという「屋敷地によって耕地を支配する」という同条の規定と矛盾する要素を持つことになるし、共同周柵の建設維持義務の持分対応という原則にも不合理を生ずる。周柵内にあっても制度外的な耕地が成立する事を意味する。cの場合、主耕圃から離れて制度外の耕地との周柵が成立し、何らかの措置がなければ、このような副次的な周柵を伴う制度外耕地が多くなり、全体としての周柵システムを複雑化する。これは utjord の成立を意味するのであろうか。

スコーネ法74条は utjord の売却について規定している。utjord の定義は曖昧であるが、各農家の土地利用権の対象としては認められているが、負担の算定基礎とはなっていない農地と考えられる⁹⁾。別枠の配分基準に算入されているが、主耕圃の配分基準には入らず、地租等の負担を免除された土地である。従って上述の a、b、c の場合は utjord の成立の一因と考えられる。スコーネ法には、これらの土地を bol 制度に編入する方法は規定されていないが、スウェーデン系の各州法には、開墾については、多くの場合、3～6年の畝下年期が設定されており、制度内編入と持分制度の矛盾回避が行われている¹⁰⁾。これは、当然、主周柵の拡大という形を取り易くするもので、これが円滑に行われるならば、周柵集団内の周柵システムと土地に関する権利の構造は単純化するはずである。13c. 初頭のスコーネにおいて、共有地の開墾についての規定がありながら、開墾と畝下年期、制度編入についての規定が完全でないのは、当時のスコーネが既に開墾が終了した段階に達していたためにそのような必要が小さかったことによる可能性があるが、これがスウェーデンの州法よりやや早期に属するために法として未整備であったためであると考えられる。このことは、やや遅れるスウェーデンの各州法では、「土地の章」jordabalken で土地の所有と貸借、「建築章」byggningsbalken または「村落章」byalagsbalken で土地の利用、構造物等について定めており、各章の内容が明確に区分されているのに対し、スコーネ法では、「周柵、家畜、林地、水面」の章でこれらの問題を未整理のまま扱っていることにもうかがわれる。

「周柵、家畜、林地、水面」の章では、他人の農地の侵害、周柵の破壊、周柵建設・維持の期限と期間等について、開放耕地制の下で共同体による耕地強制に関わる規定があるが、「…もし耕圃全部にライムギを播種するのではなく、一人あるいは複数の者が1～2の耕地（のみ）にライムギを播種することを欲するならば、brynhagne を建てるか別の望む方法でその耕地を保護しなければならない」（179）とあって、輪作の体系を壊して別のものを作付したり休閑にすることが、個人的に柵を建てることで認められている。これは、作目の統一を不可侵の原則とする開放耕地制にとって極めて重要な問題で、原則の否定につながるものである。ライムギの作付け以外のどのような土地利用が想定されるのであろうか。この179条では、オオムギの後にライムギを作付けする場合には、オオムギと同様に、ライムギ畑の周柵を建てなければならないとして、違反すれば罰金を課すと定めているが、brynhagne を建てて何を栽培

するかは示されていない。しかし、文面から、オオムギを1～2の耕地に栽培する者がこの柵を建てるのであり、一般的に当時の規定では、周柵を建てるのはそれによって保護されるべき作付けを行っている者であるから、このオオムギ播種地以外には家畜が放牧されることが想定されていたと考える。

周柵の問題として言えば、主耕圃の周柵内に多数の小区画で作付けパターンが異なる耕地が独立の周柵をもって成立することを意味する。このような規定は他のスウェーデンの州法には見られないし、実際にこれが行われた証拠は筆者の知るところではない。これは主周柵内の問題であり、主周柵外の開墾地については、大抵の州法にこれを行うことについての規定がある。brynhägne は境界あるいは端、縁の柵の意味を持つから、要するにその例外的な耕地については別の周柵を設けて、作目あるいは利用の不統一による障害を予防すべしということである。

スコーネの林地と農地 スコーネ法では林地利用の制限に関する規定が181～199章にあって、薪炭材、樹皮採取、蜂蜜、タカの捕獲、柵用材、ブタ放牧、果実採取、風倒木の搬出等の利用権に関する問題があったことが示唆される。囲い込み林地 hägnad skog (183他)の他に、他人の林地 annan mans skög (182他)と他人の囲い込み林地 annan mans hägnade skog (181他)と使い分けられている。いずれも「他人の」意味は含まれているが、樹皮の採取については、単に、林地 skog の語しか用いない。樹皮を採取して木を枯死させることは、共有地でも私有地でも禁止されたのかもしれない。実際に当時の林地が私有林として区分されてはいても周柵を持つ場合と持たない場合があったことは想定されるが、その他の州法では林地の周柵に関する規定は少なく、この点でスコーネは恐らく林地減少の状況を反映して、林地の分割が進行し先進的であったと考えられる。

クリスチャンスタード県のトゥールブ荘園では、耕地や採草地在貧弱であることを記載した後、植林地の周柵以外に、多額の経費をかけた林地の柵があることが述べられている。Gillberg イルベリ¹¹⁾によれば、この林地は文脈上、天然の高木であることは明らかである。そのような林地の柵囲いが一般的であったか否かについては明らかでないが、同様の記載はイルベリのスコーネの地誌に散見する。また、リンネによれば、17c.前半のスコーネにおいては、既に森林資材の枯渇が報告され、日常的な薪炭を買うために10キロメートル行かねばならぬ例が報告されており¹²⁾、上記の多様な森林資源利用は18世紀には既に消滅または減少していたと考えられる。ではこの法が成立した段階でスコーネには豊富な森林があったことが示されているのかといえば、これは逆であると考えられる。すなわち、スウェーデンの他の法律の林地に関する諸規定は森林資源が乏しくなった段階で、林地の共有から分割・私有へと進展しているから、スコーネ法のこの規定はこの地域で、比較的早期から森林が少なくなっていたために、これを私有化する必要も早くすすんだことによると考えられる。前述の主周柵内の別周柵にしる囲い込み林地にしる、スコーネ法が示す中世の村の姿も多様な柵が村内に多く存在する可能性を示しており、後の資料から想定されるスコーネの、周柵の総延長を小さく筆数を少なくし、周柵で囲われる農地等がある意味で単純化する方向とは背反するものであった。

村間共同周柵集団 実際に18～19世紀段階のスコーネには、広範囲に vångalag 村間共同周柵集団が成立し¹³⁾、比較的容易な採草地についてのみならず、主耕圃についても村間の農用地周

柵を欠く場合が多かった。周柵の建設が農民にとって過大な負担であったことは、開放耕地制そのものが証明しているが、これを更に徹底して複数の村の間で主耕圃の間の周柵の一部を省略するのであるから、当然、この両村間で、少なくとも関係耕圃の耕作のリズムは一致しなければならない。このことは別の耕圃について別の村落と一致したリズムを持つ可能性があることを意味し、村内の農民の農事暦その他の統一すなわち耕地強制が隣接村落にも拡大することになる。このような集団の形成は周柵そのものを単純化する一方で、農民または村の独立性を代償としなければならないのである。強固な共同体が複雑な結束因子でさらに身動きのとれない構造となり、部分的な改善を拒否し、近代化のためには、革命的な農地制度の再編以外に方法がない状況を生み出していた（図3）。この状況は耕地化率が高く、採草地、林地のいずれも不足するスコーネでは、土地利用形態としては耕地と僅かな採草地があるのみで、かつてのスコーネ法の各規定に示されるような制度外の農地もそれらを区画する周柵も統合され、平面的なパターンとしては比較的単純化されていた。しかし、周柵の統合・簡略化はその内部に包

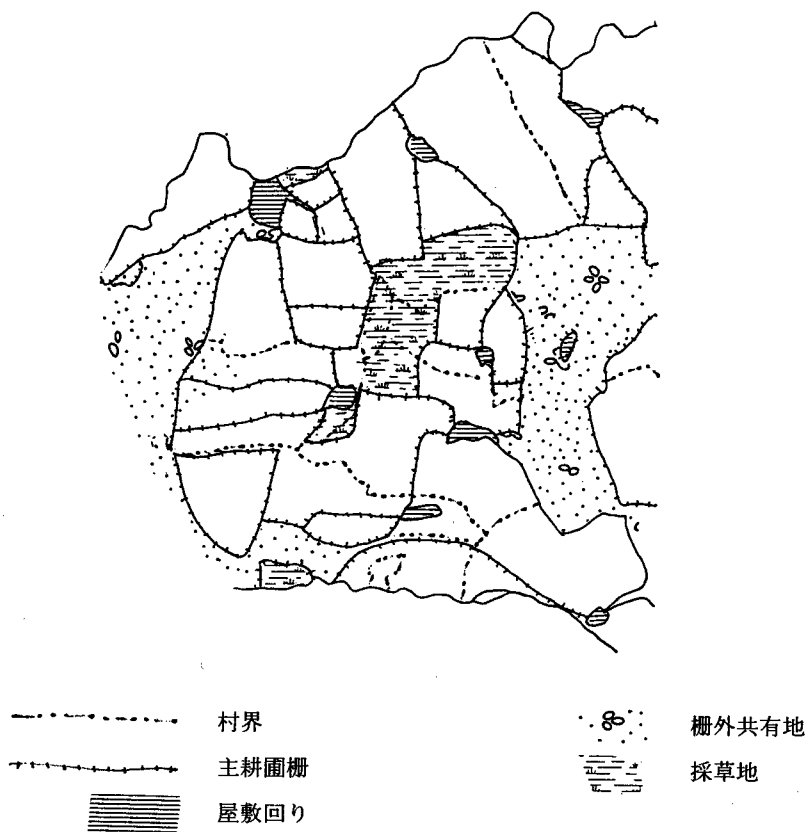


図3 スコーネの村間共同周柵集団 (Sven Dahl 原図)

スコーネ県トルナ郡西部 村界のみが記されているのは、その部分の周柵が省略されている村間共同周柵集団があることを示し、その村界の両側の耕圃で2村の耕作リズムは常に一致する。

撰された utjord の完全な制度内編入を意味するものではなく、持分外の土地が主耕圃内に残存して、持分原理の実効性を否定していたことも確実である。

セーデルマンナ法にみる主耕圃 13～14世紀に成立したスウェーデン各地の州法では、農用地周柵について重大な関心を払っているが、二圃式の開放耕地を想定した主耕圃の周柵と耕地強制に関わる規定と主耕圃以外の制度外的農地の周柵についての規定がある。ここでは、スコーネとの比較の意味で、中部の農業中心であったメーラレン湖南岸のセーデルマンランド Södermanland 地方のセーデルマンナ法を例に農用地周柵の問題を検討する。この地方も開墾の歴史は古いが、デンマーク領であったスコーネと異なり、平野が非可耕地によって分断され規模が小さく、農家の集団も大きくない¹⁴⁾。

農用地周柵の機能として、州法で挙げられているのは、耕地と採草地を家畜の侵入から保全することが第一である。建築章1条に「農民が播種する時には共同周柵を持つべきである……」とし、同3条では、「農民たちが耕地を配分する場合、……正しく界標を置き、その界標と犁耕した畝に従ってそれぞれの耕地の穀物を収穫する……」「同じ法は……採草地についても行われる」とあって、開放耕地制と持分による耕地と採草地の配分ならびに個人的経営の保証のために、共同周柵が作られることを明らかにしている。7章の「適法の周柵について」、8章の「不法な周柵について」に見られる考え方は、家畜を柵内に閉じ込めるというのではなく、穀物と牧草を家畜から守るとするものである。柵の管理維持が、基本的には周柵内土地利用すなわち穀物栽培と牧草地経営側の責任とされ（スコーネ法も同じ 175）、穀物畑と採草地の周柵が収穫の完了を目途に一定期日まで維持されるなど、基本的に損害を受ける側で自衛するという仕組みになっている。

家畜飼育者としての責任は、期間外放牧の禁止と故意または過失による周柵の倒壊と柵門の開放放置や破壊に限定されている。この農用地周柵とは、inäge 柵内農地と utmark 柵外地を区分する主耕圃を指している。

州法の規定から窺われる農用地周柵の第二の機能は、個人的な分離耕地 vret や主耕圃周柵とは別の開墾地を囲むもので、この場合は耕地に対する家畜の侵入を防ぐという機能の他に所有権の区分あるいは私的管理権の範囲を示すことである。これを示すのは、建築章13条であり、「何者かが、周柵内で開墾するか、周柵内の耕地または採草地を整地すれば、この者はそこでライムギとカブを収穫する権利を持ち、その後、この土地を分割に供さねばならない」と定めている。ここでは、開墾または放置された耕地の再利用については、おそらく2年の私的利用権を承認しているが¹⁵⁾、その期間経過後は、他の持ち分を保有する村民との間で、これを持ち分比に従って配分するべく私的占有権を放棄しなければならないことを定めている。これは、周柵が既墾地のみを囲うのではなく、未開墾の可耕地をも囲い込んでいる可能性を示し、周柵の総延長を短縮して、周柵単位延長当たりの有効囲い込み耕地面積の最大化が早期から計られていたことを示す。そして主周柵内の開墾であるから、独立の個別柵を持たず、同一周柵内の主耕圃と共通の耕作リズムに従うのは当然である。

柵外の開墾とその周柵 「何ものかが柵外に土地を耕作し、それ以外の可耕地がない場合には、この者はこの土地を3年間利用できる。他に可耕地がある場合は、彼の開墾地が他人の開墾地

に接するに至るまで、これを保有できる。彼らはその後、合意した方法で分割すればよい」(同1項)、「耕地と開墾地の間に確定した周柵がある場合には双方がこの周柵について責任を負う。村民は分離耕地が正しい村持ち分に算入されるまでは、この分離耕地の周柵を撤去しても咎められない」(同2項)とある。この分離耕地の周柵の撤去についての記述には疑問があるが、1項に定めるように、開墾地には一定の墾下年期が認められ、これを保証するためにも主耕圃とは別の周柵が想定されている。またこの項が示唆するところでは、二つの開墾地が接するに至り、両者間で分割が行われるということは持ち分を有する村民全体に共通する周柵、開墾地が接することになった一部の村民の間の分割によって生じた部分的な共同周柵、個人開墾地の単独の周柵が村内に平行的に存在するが、これは、村内周柵システムを極めて複雑にする可能性を示している。長期的には新墾地などの制度内への編入によって、小さく多い周柵は、大きく少ない主耕圃の周柵に統合される発展方向が示唆される。同14章では、「……放牧地が他村の耕地または採草地と接する場合は、耕地または採草地を有する者が周柵を維持すべきである。放牧地を有する者に責任はない」、同3項「耕地または採草地の周囲の周柵に分を有する者は全て、適法の周柵を維持する責任がある。耕地または採草地内に分外の耕地 urfjall がある場合、これは周柵に加わらない」とあって、村間の境界を示す柵、主耕圃内の分外の耕作地などその権利関係でも多様な性格が周柵について認められる可能性が示されている。スコーネ法には明確でなかった柵外の可耕地や共同周柵内の未墾の可耕地についての規定は、セーデルマンナ法では何度も言及されかつ明確となり、時代のみならず、地域によって大いに状況が異なることは明らかであるから、周柵についての考察に地域性は重要である。

3. 全国法に定める周柵

マグヌス・エリクソン法典 1350年頃、全国を統一する初の成文法であるマグヌス・エリクソン法典(以下ME法と略記)が成立した。これはウプランド法を中心とするスウェー系州法と共通する文言を多く含み、これらとME法との緊密な関係が推定される。土地利用や農用地周柵についてはここでも建築章で定められている¹⁶⁾。

建築章5章で、「太陽分割制が行われる村では、屋敷地は耕地の母である」と太陽分割制による村落のあり方を明瞭に示した後、7条「耕地の周りの柵について」で共同周柵の一定期限内の整備、13条3項で「一定期限内の収穫の完了」を定め、8条で「家畜が耕地に損害を与える」として、家畜の耕地侵入による損害を家畜所有者、周柵責任者の双方の責任として不法行為を想定して明示している。いずれも耕地強制を明文化したものであるが、耕地周柵と関連した内容である。

また「村内に放置された耕地があり、所有者以外の者がここに播種したとしても、この者は自分の持ち分以上には収穫できず、その土地に柵囲いをすることはできない」(13条2項)とある場合、自分の持ち分以上とする文脈上、この土地が制度内に含まれている土地であることは明らかであるが、それならば共同周柵で囲われている主耕圃内で個人の耕地の周りに柵を建てる可能性が少しでもあるのかという疑問が生ずる。筆者は、放置されているからといって、

他の者が分外耕地としてこれを排他的に占有することは、それが村持ち分に編入済みの土地であるから、前提の持ち分の構成に不法に変更を迫るものと考えるが、州法の事例では、先述の utjord の概念を適用すれば、在り得ることである。

13条5項では、「村内に分外地がある場合、それが耕地であれ採草地であれ、縦横30アルン以内の規模で標柱や標石を備えておれば、村に対し周柵建設の責任を負わない」、「分外地のまわりの周柵を持つならば、この分外地はどんな規模でもよい」とあって、村持ち分に含まれていなければ、周柵を建てることで、権利の区分と利用の区分が認められるとしている。

25条前文では、柵の内外を問わず、村の未分割の放牧地を耕地、採草地、ホップ園として取得することを禁止しているが、開墾可能な林地の場合は畝下年期3年の後、村の林地として返還する条件で開墾が認められている。この場合、未分割の放牧地は通常は柵外の林地にあるはずであるから、禁止と容認の矛盾するとき規定と受け取られるが、未分割の放牧地と開墾可能な林地は、村民間で明確に区別されているものであろう。いずれにしる共有地を長期的な私的占有地とすることについての禁止と考えられる。逆にいえば、共同周柵と無関係な一時的占有とそれに伴う個人的周柵の建設が容認されているのである。

郡や州の入会地の開墾は所定の手続きと料金の納入によって許可されるが、農用地周柵で囲い込んだ範囲がその開墾者の取得地として承認される(24条3項ほか)とする一方で、入会地での林地開墾禁止の規定があるが(24条7項)、この禁止は焼畑の意味であるとされている。いずれにしる24条は入会地の開墾を奨励していると理解され、周柵を建てれば、入会地を占有できることは、この場合の周柵が排他的な権利設定の意味を持つことを示している。村を単位とする土地の取得も同様である(30条)。

主耕圃の周囲の共同周柵が共同体にとってその機能を象徴するような存在であるのに対し、それ以外の分外耕地 urfjäll や分離耕地 vret あるいは新墾地 nyodling の周柵はいわば制度周辺の土地を確認するものであり、利用上の区分であるよりも、土地に対する占有権保全のためのものと考えるべきである。

以上のごとき入会地、共有地の利用・占有に関する周柵の意味は、村の領域内にどれほど多くの林地が残存しているか、あるいは、村と村の間にどれだけの入会地が存在するかという地域の状況と強く関連していると考えられる。これはME法が14世紀の法律であることを念頭に置く必要をも示している。すなわち南部の開発の早い地域で林地の減少がどの程度進み、制度外または制度周辺の土地を示す周柵がどの程度残存したかあるいは主周柵に統合され制度に編入されていたか、逆に中部以北の開発が遅れた地域では、状況はどのようであったかを問題にしなければならないことを物語っている。

従来、周柵は利用上の区分をするものとする説が多く、所有区分としての意味を共同周柵の蔭に隠してしまう傾向があるが、これは地域によっては妥当しないから、所有区分としての周柵の意味を確認すべきである。

4. 近代初期の規定と村方掟

1734年法による耕地・周柵の分離承認 近代的な農業・農村を指向したはずの1734年法は太陽分割制を承認しながら、矛盾の是正を目指したが、当時の農業・農村の持つ問題解決には至らなかった¹⁷⁾。

5章で、村民が持ち分に従って共同で所有する農地の周柵を分担建設しなければならないと定めていると同時に、「……村民の一人が自分の土地を別に柵囲いすることを欲するならば、隣人に損害を与えないことを条件に、単独で周柵を建設し維持することができる……」としている。この別囲い地が持ち分に含まれた制度内の耕地か分外地、新墾地などの制度周辺の農地なのかをここで示してはいない。しかし制度周辺の農地についてならば、中世の法律でも承認していることであり、1734年法自体でも、10条4項で未分割の土地の所得について定め、その周柵の建設についても言及しているから、ここでは、分内に含まれた割り当て地の個人別柵囲いのことを言っていると考えられる。村落共同体の基本的な機能である共同周柵を廃して個人の柵囲いを認めるのはいわば画期的なことに聞こえるが、その前提であった開放耕地制そのものに何ら言及していないのであるから、これは現実味を欠くものである。スコーネ法179条の規定が想起される。しかし、この規定は1734年法の持つ問題認識の一面での近代性だけは示している。太陽分割制の結果を否定して新しい農用地周柵のありかたを示しているのに、その基本にある太陽分割制そのものを否定していないところに、この法律の過渡的性格を窺取できる。

同じく、「村と村が耕地や採草地で接する場合、この分離を望む村が他方に損害を与えないことを条件に、柵囲いでき、面積の大きい村が長く、小さい村が短く周柵の建設責任がある」とあり、村単位にせよ個人単位にせよ、所有権の分離・画定が目指されている。村単位で未分離の農用地がある状態は村間共同周柵集団=vångalag=gärdeslagが存在し、周柵が省略されていることであり、2章のスコーネの林地と農地の節で示したところである。ここでは、村間共同周柵集団が既成の体制となっている地域で、これを村ごとに分離する方向を示唆したわけで、これは土地所有関係の合理化の必須の条件であり、周柵の総延長の短縮という当初の目的を否定する方向に向いている。

しかし、共同の周柵の存在、維持はこの法律の前提であり、同条4～8項では、中世の法律と同様に、周柵の整備、保全と収穫の完了について、期限を定めて共同で行うことを述べている。

周柵の構造等に関する規定 周柵の構造を具体的に示し、高さ、柱の間隔をいずれも約120センチとする¹⁸⁾。「地域の条件により、石その他の周壁(gärdesgård=fence柵、壁、垣いづれでもよい)が作られる場合、堅固で、容易に破壊されたり倒壊するものであってはならず、家畜類、ブタが越えたり間を抜けたりできない高さや密度を持たせねばならない」として、周柵壁の素材の地域的多様性を承認していることが注目される。

6章は「耕地、採草地の経営と増加、周柵の建設、排水溝の掘削」と題され、林地や放牧地を犠牲にしないことを条件に、十分に開墾することを農民に義務づけ、怠る者には罰金を課すとしている。排水溝の掘削、年間40ヒロの周柵の建設、古い周柵の有用性の維持を定めるなど

農業の基盤整備を農民に義務付けているが、必要なことであろうか。

14章は「焼畑について」と題されており、共同の農用地周柵内では、利用価値の低い林地を焼畑に開いてもよいとするが、林地等が耕地や採草地として囲い込まれたり、開墾を名目に林地が焼き払われることは禁止している。一方で、周柵外では、周柵内にその条件がなく、耕地と採草地を開墾しようとする以外に、焼畑を開くことはできないとする。

ここで明らかなことは、共同周柵内では、既存の持ち分秩序の変更を必要とする永久的な私的耕地の増加ないし個別の周柵の建設を禁止する一方、周柵外では、焼畑による林地の不完全な農地化は禁止するが、永久的な分外農地が私的周柵を伴って開墾されることは、林地の破壊、鉱山業への悪影響のある場合を除いて奨励していると考えられる。

村方掟雛型 1742年の王の書簡で、政府は1734年法の履行を求め、本稿の問題に限って言えば、農用地周柵の整備にも言及している。農業改善が地域的な条件を無視できないことから、政府は同時に村方掟雛型（MBO）を示し、地域単位での農業・農村の枠組みを明らかにすることを要求した¹⁹⁾。村内持ち分による農用地周柵建設義務の配分、作目・農事暦の統一、休閑圃・採草地への放牧制限、共有採草地の年毎の配分と一斉草刈などの項目が農用地周柵の問題と結び付く。この雛型で示された村落は極めて中世的な開放耕地制を前提としており、周柵の近代的再編、それはとりもなおさず土地所有関係の再編であるが、を目指すものではなかった。この雛型以前から村方掟を有するところもあったが、スコーネは其中でも比較的早く、多くの村で1742年以前の村方掟が残っており、1632年制定の掟を持った村もある。それらで、規定されているのは、共通して、農用地周柵の建設維持期限・期間・放牧の期間制限である²⁰⁾。

5. おわりに

以上、近代初頭に至る土地利用と周柵、すなわち土地制度に関する法律の規定をスコーネ法を出発点として概観したが、この作業により土地利用と周柵についての概念が整理されると共に、いくつかの問題点が指摘された。すなわち、1.共同周柵と個人周柵で象徴される制度内農地と制度外農地の問題が周柵の存在形態を多様化している。2.制度外農地の周柵は利用区分と同時に所有区分の意味が大きい。3.制度外（分外）農地の制度内への編入によって権利関係の整理と周柵の単純化が継続的に計られてきた。4.村間共同周柵集団により周柵の単純化は実現するが、社会関係は複雑化し農地制度の固定化、保守化を進める。5.近代に入って共同周柵からの分離・独立への指向が芽生えた。

なお、スコーネ法がこの地域を一体的に見ているために、ここではスコーネがスウェーデン南部の穀倉地帯として、耕地化率の高い農業中心として扱ったが、実際のスコーネは肥沃な平野が連続する西南部のマルメヒューズ県とモレーンの多い丘陵地帯である北東部のクリスタンスタード県では、農業の実態は異なる。周柵・壁の材料一つをとっても、西南部では土壘が主であるのに対し、北東部では、木と石が中心である。このことはとりもなおさず、単なる法律の規定に留まらず、現実の農業景観に周柵がどのように示されているかが検討されなければならないことを示している。

これはスコーネ内部の局地的な問題に留まるものではない。スウェーデンの各地域ひいては北欧の類似の農業を持つ各地方との比較研究が必要となるが、別稿に譲る。

註

- 1) 中世初期の州法、14、15世紀の全国法、1734年法、18世紀の村方掟等が周柵について強い関心を示す。これらについては以下参照。
 - A 塚田秀雄：「中世スウェーデンの地方組織と農村社会」人間科学論集13/14合併号、昭和58年3月。
 - B “：「中世スウェーデンにおける太陽分割制の村」大阪府大紀要 人文・社会編34、昭和61年3月。
 - C “：「近世スウェーデン農村—1734年法の規定をめぐって—」大阪府大歴史研究26、昭和63年3月。
 - D “：「近世スウェーデン村方掟について」人間科学論集20、昭和63年12月。
- 2) 塚田秀雄：「太陽分割制における制度外農地」『人文地理学の視園』所収、昭和61年4月、大明堂。
- 3) A. Carl von linne：Skånska Resa År 1749. 1977, Stockholm.
 - B. 塚田秀雄：「地理的記載者としてのリンネ——スコーネ旅行を通じて——」人文学論集（大阪府大）6、昭和63年3月。
- 4) 塚田秀雄：「スウェーデンの村落研究と測地局文書館資料」『地理学の模索』所収 1989年、大明堂。
- 5) 塚田秀雄：前掲1) B
- 6) B.Gullander編：Linné i Skåne. p.156. 6月11日の日記原稿。1975. Stockholm.
- 7) Urvan Ekstam et al.：Ångar. pp.34-43. 1988, Stockholm.
- 8) Skånelagen in DE SVENSKA LANDSKAPSLAGARNA. 1976, STOCKHOLM.
- 9) David Hannerberg：Utjord. Kulturhistorisk Leksikon För Nordisk Medeltid.
(北欧中世文化史大系以下KLと略記) pp.379-381.
utjordは外地と直訳できるが、土地配分基準に算入されながら課税対象外となっている土地であり、主耕圃内で地条分割されている場合、地条分割なしの別柵内のブロック耕地の場合など、存在形態は多様であったとされる。
- 10) 例えば、Östgötalagen. Byggningsbalken 32. や Uplandslagen Byalagsbalken 21. では、状況により畝下年期を3～6年と定めている。
前掲1) B.
- 11) J.L.Gillberg：Beskrivning öfver Christianstads Låhn uti Hertugdömet i Skåne. p.91. 1767, Lund. 復刻版 1980, Lund.
Tillräckelig hög skog och surskog med mycken kostnad instängd……十分な高木林と低木林が莫大な費用をかけて周柵建設されている…
- 12) 前掲3) A
- 13) スコーネでは、一般に vångalag と呼ばれた。vång は耕圃、lag は集団を意味するから耕圃集団と訳せるが、村間の共同周柵によって、同じリズムの耕地の柵を省略した耕地の意味である。イエー

トランド以北では、gårdeslag 周柵の集団と呼ばれた。

Sven Dahl : Vångalag i Skåne. Bygd och befolkning. ÅRSBOK 1968. SVENSKA SÄLLSKAPET FÖR ANTHROPOLOGI OCH GEOGRAFI

- 14) Uif Sporrong : Mälarbygd. Meddelande serie 61. pp.32-39. Kulturgeografiska Institutionen Stockholm Universitet. 1985.
- 15) Södermannalagen Byggningabalken XIII. 開墾後、ライムギとカブラを栽培する権利があるが、その後、分割に供すべし…とある。
- 16) Magnus Erikssons LANDSLAG. BYGGNINGABALKEN, PP.98 -151.1962, Lund.
- 17) SVERIGEES RIKES LAG 1734. Byggning Balk. CAP I - X X I X. Faksimilutgåva 1981 Lund. 前掲1)C
- 18) SVERIGEES RIKES LAG 1734. Byggning Balk. Cap. 5, 3 §§. 周柵は 2 aln の高さ、柱間も 2 aln と定めている。1 aln = 2 fot = ca.60 cm.
- 19) Wolter Ehn : Byordningar från Mälardalen. 1982, Uppsala. 周柵はメーラレン湖地域の村方掟を収録したものであるが、ETT KUNGLIGA BREVET 1742 (王の書簡) と村掟雛型 (MBO) をも収載している。
前掲1)D.
- 20) Sigurd Erixon : Svenska Byordningar. in *Byalag och byaliv* 1978, Kristianstad.